

- 五、實働時間中慥怠ナル者
 - 六、就業時間中私品ヲ製作シ又ハ製作セシメタル者
 - 七、工場内ニ於テ喧嘩口論ヲナシタル者
- 第五十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ其ノ所爲ノ輕重ト當時ノ狀況ニ依リ輕キハ出勤停止重キハ即時解雇ヲナス
- 一、男女關係其ノ他ニ付風紀ヲ紊ル行爲アリタル者
 - 二、工場ノ秩序ヲ紊リ又ハ紊亂セントスル處レアリト認ムル者
 - 三、他人ヲ煽動誘惑シ若ハ煽動誘惑スル者ト認ムル者
 - 四、一定ノ場所以外ニ於テ猥ニ焚火若ハ喫煙シ工場ニ損害ヲ蒙ラシメタル者
 - 五、氏名又ハ經歷ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒ雇傭セラレタル者
 - 六、工場ノ秘密ヲ漏洩セントシタル者
 - 七、刑法ノ處罰ヲ受ケタル者
- 第五十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ即時解雇ヲナス
- 一、工場ノ物品ヲ竊ニ持出シ又ハ持出サントシタル者
 - 二、工場ノ秘密ヲ漏洩シタル者

- 三、上役又ハ他人ニ暴行ヲ加ヘ又ハ不法ニ脅迫ヲナシタル者
 - 四、故意ニ工場ノ設備又ハ器具ヲ破壊シ工場ニ損害ヲ蒙ラシメタル者
 - 五、故意ニ危害豫防ニ關スル規則又ハ指揮命令ニ違反シタル者
 - 六、無斷欠勤十四日以上ニ及ビタル者
 - 七、故意ニ工場ノ秩序ヲ亂シ又ハ工業主ニ損害ヲ蒙ラシメタル者
 - 八、數回制裁ヲ加フルモ尙改悛ノ情ナキ者
 - 九、其ノ他職工ノ責ニ歸スベキ重大ノ理由ニ因リ已ムコトヲ得ザル場合
- 第十一章 解 雇
- 第五十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ雇傭契約期間内ト雖二週間ノ豫告ヲ以テ解雇シ又ハ二週間分ノ給料ヲ支給シ即時解雇ヲナス 但シ天災事變ニ基キ事業ノ繼續不能ト爲リタルニ因リ又ハ職工ノ責ニ歸スベキ事由ニ因リ已ムコトヲ得ザル場合ニ於テ雇傭契約ヲ解除スルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 一、身体虛弱ニシテ作業ニ堪エズト認メタルトキ
 - 二、技能發達ノ見込ナシト認メタルトキ
 - 三、工場ノ都合ニ因ルトキ。